

## 生駒市人権施策審議会会議録

日 時 平成25年1月12日(土)  
午後1時30分～午後3時  
場 所 コミュニティセンター4階 401会議室  
出席者 委員 伊賀委員、兒玉委員、丹羽委員、中村委員

欠席委員 奥田委員、玉井委員、野田委員、安田委員

事務局 新谷市民部長 上田人権施策課長 金水人権施策係長

※会議公開(傍聴者 なし)

配付資料 ・会議次第

- 資料9 : 国の人権擁護に関する世論調査関係(平成24年8月調査)  
\*内閣府HPよりダウンロード(文書大量につき委員のみに配布)  
資料10 : 奈良県の人権に関する県民意識調査関係(平成20年11月調査)  
\*奈良県HPよりダウンロード(文書大量につき委員のみに配布)  
資料11 : 本市の人権問題に関する市民意識調査(平成16年5月調査)  
\*閲覧可能(文書大量につき委員のみに配布)  
資料12 : 国、県、市の調査対比表

審議事項

案 件

- (1) 人権問題に関する市民意識調査について
- (2) その他

【会議の内容】

(事務局)

<欠席委員の報告>

(会長)

それでは、事務局から本日配布されている資料の説明をお願いします。

(事務局)

<配布資料の説明>

(会長)

主に資料9、10、11を見ながら質問をしていただけたらと思います。資料11の生駒市の分なのですが、「はじめに」という執筆が人権教育及び人権啓発推進本部の本部長となっていますが、これは調査主体との関係でどういう位置付けになるのですか。

(事務局)

人権教育及び人権啓発推進本部というのは、市の組織として作ってありまして、本部長

が市長で副本部長が副市長、教育長などの理事者で、各委員は課長補佐級以上の管理職が全員入っています。名称は違うのですが、このような組織は、県内では全市町村にありますし、他の府県であっても、それに類するような人権関係の協議会のようなものがあり、自治体だけのものもあるでしょうし、そこに民間団体を入れて地域で組んでおられるところもあるのですが、これは行政だけの組織です。人権に関する統計や教育、啓発を各班に分かれてしております。そこが主体となって調査をしましたということで、生駒市人権教育及び人権啓発推進本部ということで載せさせていただいているということです。

(会長)

生駒市人権教育及び人権啓発推進本部という名称で、この調査はしますという、いわゆる調査主体として、その名義を使っていたわけではないのですか。

(事務局)

そうです。実際は、市が予算を組んでしていますので、形式的な名義だけで、実態は市がしているという理解で結構かと思います。

(会長)

行政と市民の関係で言うと人権教育というのは、誰が誰に施すべきものかということは、まだ、日本社会で議論が十分に煮詰まっていないと思っていまして、行政が市民に対して人権教育を施すのだという立場を取れるのかというのは、大前提に問題があると思っ

ているのです。つまり、国連の人権教育推進の決議も、実は人権教育を施されるべき客体、人権教育が必要だと言われているものが何かというと、国会議員や警察官であったり、刑務所の職員であったり、行政職員であったり、裁判官であったりということなのです。裁判官であるから、人権は必ず分かっている立場で国連の文書は作られていない。

しかし、日本の場合には、行政なり役所が人権教育をする主体であって、される主体が国民となっているのは、私は、もう少し議論をすべき問題だと実は思っていまして、これはまた皆さんがおそろいの時に改めてお話をしたいと思っていますが、そういう意味で言うと、生駒市が世論調査をするということは分かるのですが、人権教育及び人権啓発推進本部が市民の意識調査をするとなると問題の位置付けが違うのではないかと、あなた方の意識に問題があるという前提で、その意識のレベルが低いとか高いとか、不十分であるとか、よく勉強をしていないとかいうようなことを、つまり、教育課題を明らかにするために調査するということは、本来、許されるのかというふうに、実は現在、思っています。

それで、調査をした主体が生駒市なのに、「はじめに」の文章を推進本部名で載せているのは、調査に応じて生駒市であるからと答えた人が、推進本部がそれを扱ったとなると、少しズレがあるのかなと思いました。

(事務局)

使い分けをしているのではないですが、正式に、この調査報告書の表紙は生駒市となっています。普通、スタイルはこういうスタイルで、例えば、去年、まちづくりの調査を生駒市がしたのですが、これは生駒市のまちづくりの市民満足度を調べた冊子で、市が実施したのですが、これも、報告書の表紙は生駒市となっています。表紙的には、会長が仰られているように、実施主体は何かと聞かれたら市なのです。この人権問題に関する市民意識調査が意味合いで言うと表紙と中身が合っていないということもあって、ご指摘いただいたこともありかなという気もしています。

(会長)

これは、国も県も市も、全国民、全県民、全市民が相手ではなくて、抽出して選ぶから統計学的には全体の雰囲気をつかむということになるわけですね。

(事務局)

年齢層や地域とか、男女の比率とか、そういうのを加味しながらランダムに抽出していくのです。これは、国、県、市どこでも同じ方法ですが、その中で若干アレンジしたり、例えば、この調査は、どうしても若い人を主体にしたいという形になれば、若年層を増やしたり、この調査はお年寄りのものをするのだから、お年寄りの意見を充分聞きたいから、お年寄りを増やしたりなどします。そういうような、ある意味、アンジェレーションをつけるケースもあるし、そうでなかったら、大体均一に住所、年齢、男女比くらいで分けて抽出していくという形ですね。

(会長)

統計学上は、別に、そういうことをしなくてもいいみたいですよ。

(事務局)

ただ、データを「あいうえお順」にするか住所順にするか、結局、抽出するときは、コンピューター処理の話になるのですが、3,000人抽出してと言っても、何か条件を設定しないと出てこないわけです。

(会長)

高齢者の問題について、例えば65歳以上の人だけでアンケートを取る。全年齢の人で全く無作為に抽出して、年齢を特定の人に限らない調査結果で言うと、どちらが世論になるのかと言うと難しいですよ。高齢者ばかりすると、高齢者の意見は充分理解できますが、全体の世論かと言うと逆に本当は、高齢者でない人は高齢者をどう見ているとか、高齢者でない人が高齢者に対してどうあるべきかと思っているかということが反映してないということになる。

(事務局)

それは、そうです。無作為抽出というのが一番いいのです。

(会長)

本当に、ものすごくランダムに500とか1,000くらいで国の世論というのは、統計学的に分かるらしいですね。却って何処かの地域で何歳以上の人で決定したら、国民的世論とはならないみたいですね。

(事務局)

県や市などは同じような抽出をするのですが、国はどのように抽出しているのか。ただ、ブロックごとに大都市、中都市、小都市と抽出をしておられると思うのです。理屈の上では、県や市と同じような抽出をしておられると思うのです。

(会長)

これは、市で言うとうどん抽出の仕方になるのですか。

(事務局)

基本的には、機械的に乱数表を用いて、設定の中では比率は男女で同数になるように、年齢層も上限から下限まで均等になるように、地域も均等にランダムに抽出できるようにしています。

(会長)

生駒市の調査報告書の2ページと3ページに書いてあるとおおりですね。

(事務局)

機械的に選んでいるのです。ただ、その機械的にするのも、ある程度設定してやらないと出てきませんので、設定はしていると思います。その設定は、先ほど言いましたように、男女比であったり、町ごとの人口であったり、年齢比であったりを加味した上で引っ張ってきているところだと思います。

(会長)

世帯主ではなくて、個人ですか。

(事務局)

個人単位です。今回でも12万を対象にして、分母は12万で3,000を抽出する。2,000だったら、2,000を抽出してくるという感じです。

前回もお話させていただいたように、人権の分と男女の分を合わせて調査をするのですが、予算は330万を計上していたわけなのですが、市長ヒアリングは今年あるのですが、その前の段階で2割カットされていますので、260万～280万くらいの間で考えていかないといけないのですが、それ以上、カットされたら、標本数を3,000にできるかどうか、何故かと言うと通信運搬費にも影響してきますので、その辺は予算に絡めて設定し直すという経緯はあると認識しております。

(会長)

市の調査で言うと148ページからが調査項目ですね。国の方はどこにありますか。

(事務局)

国の調査の資料の調査票、人権擁護に関する世論調査というところにあります。どちらかと言うと国の調査項目はシンプルです。そんなに長い質問は無く、「ある」「ない」など答が少ないです。

(会長)

生駒市の問2の答の部分に、「賛成」「やや賛成」「やや反対」「反対」と選択できるようになっていますが、条件付きということで難しいところもあるでしょうね。

(事務局)

どちらかと言うと、生駒市でということで見させていただいていますから、このようなことを聞くのかと思っておられるかもしれませんが、意外とこのパターンというのは多いのです。こういうことを聞いているのは、インターネットで調べていただいたら、よく似た聞き方をしています。

今日は、質問事項についてのご意見をいただいてもいいのですが、実際の質問事項については、次回以降になってくると思いますので、こういうような調査全般についてのご意見をいただければと思います。

(会長)

生駒市の問3の(1)に「今の世の中は、腹の立つことが多すぎる」という質問がありますが。

(事務局)

でも、これは奈良県も「世渡り上手な者は得するか」、「そう思う」か「思わない」か、というような聞き方をされています。

(委員)

背景になっている社会認識を聞いている。

(委員)

そんなことは、時代が変わっても変わることはないと思うのですが。

だから、その間、どういう経緯を辿って行くのかとかというものがあって、変わらないのだったら、変える必要があるという認識があるとしたら調査をする必要があるのですが、変わらないということを前提にした話だったら、こんなことを調査する必要はないと思います。

(委員)

でも、結構、変わるのではないですか。やはり、腹が減ると腹が立つことも多いから。  
(会長)

どういふことで腹が立つかを無視して、腹が立つかどうか多いかという統計に意味があるだろうかということですね。

(委員)

そうです。原因を聞かないと意味がないですから。

(事務局)

聞き方なのですけどね。作為的なことはないのですが、どちらかと言えば、こういう調査はあるのですね。

(委員)

「これからの社会は、今よりよくなる」か、という質問だって、経済的にどうなのかという話と、人権という点から良くなるかという意味なのかというのと、たぶん、普通に答える人は、「これからの景気はよくなるか」という意味に捉えると思いますよ。

(事務局)

だから、分からないという答が多いのですが、それは質問の仕方もあるのではないかなと思うのです。設定としては、自分で考えないといけないと思います。先ほど言われたように、経済の問題なのか、社会情勢の問題なのか、自分で注釈を加えながら質問を読まないとなかなか分からないというところもあって、質問の仕方も難しいなと思います。

(委員)

この調査自体、単品の調査じゃないですよ。やはり、何年か置いて実施しておられるということですから、前回の調査、或いは、前々回の調査と比較して何が変わってきたのかと。本来、行政として目指すべき数字が上がっているのか、上がってないのかなどがこの意識調査の大きなポイントでもあると思いますね。

(事務局)

仰るとおりです。

(委員)

世の中、腹が立つのが多いのか、多いことはないのかというのは、これは行政が解決すべき課題ではないという気もしないではないですが、ただ、全般的に漠然と今の市民の意識を知っておくこと自体は、行政として必要かどうかは、そこはちょっと分かりませんが。設問としては、これを答えてもらって、25%という数字が出てきた場合、その25%をどう評価して、それを50%に上げるのか、0%にするのが行政目的なのかどうかということなど、その辺が、この設問が目指している目的がどうもよく分かりません。

(事務局)

仰るとおりです。

(委員)

調査票の前に解説があるのですが、この分析というのは、ただ単に数値を評価しているだけのことで、それをもって意味付けということを全くしてないですよ。

(事務局)

一番簡単なのは、「ある」が何%、「ない」が何%という報告書が一番堅いんですけどね。

(委員)

それにしたって、評価をするのはこれを受け取った研究者が自由に、これについての評価を加えて発表でもしてもらった方が、こちらが委託をして分析をしてもらうのではなくて、最近では総理府がした「男が働いて女が家庭の中にいることについて」ということについて、そういうことを分析する人がたくさんいて、若者について評価が分かれていく

のです。分かれていくことに意味があるわけで、その数字を見て多いか少ないかということは、確かに60%は多いかもしれないですが、70%から60%に下がったというのだったら減ったとも言えるし、40%がそうでないか、40%もそうでないか考えている人がいると評価をするのかというのでは中身が違いますよね。だから、その辺りのところが本当に分析をするときに、分析する人が仮にいたとして、対立をするような分析をしてもらわないと全く意味がない。

(事務局)

今、仰っていただいているように、分析する人が白とっておられたら、極端な話ですが、結果がどうであれ、白と言われるのです。黒と知っている人は、同じ結果を見ても黒だと言われるのです。分析する学者の人は。

(委員)

まだまだこうかと見るのか、ここまで進んだと見るのかですね。

(事務局)

極端に言うと、どちらとも言えるのです。他のところは分かりませんが、極端に言うと、逆説的に見た場合にこういうような統計資料の報告というのは、何とでも書けると思いません。今回、目指しているのは、基本的に報告書自体は数字が「ある」はいくら、「ない」はいくらという、そういうふうな羅列の数字の報告にしようと思っているのです。それ以外は、先ほど委員が言われたように、それに対してどう評価するかは、個々の審議会の委員さんのトータルのご意見などを報告書の中に入れていこうかなと考えているのです。そうでないと、いろんな考え方がありますので、よくあるのは、行政が制度の認知度を聞くときに〇〇計画を知っていますかとか、〇〇条例を知っていますかというというような質問を必ず入れるのです。おそらく、今回も必ず入れると思うのです。それをどこまで入れるかという話です。

端的に言えば、生駒市の人権施策審議会を知っていますかという質問でもいいのです。それを知っているという人が15%いて、それを少ないと見るか、多いと見るかという意見もありますし、前回はと言うと、前回も同じ質問をしていて、10%だったと、それが15%になっていたのだから周知度が上がったのだとかになるでしょうし、それが5%のアップで今までの成果に現れているのかどうか。

極端に言えば、人権についての〇〇計画を知っていますかということで前回が30%だったのに、今回、20%しかなくなって、10%減っているじゃないかと、そしたら、8年間、啓発なり周知や集会をしてきたのに無意味ではないかという話になってしまうだろうし、それなら、次にどうしていったらいいのかということになってしまうだろうし、その辺がなかなかどう捉えるのかが難しいかなと考えています。

(委員)

この中身知っていますかというので、ものすごく眉つばもので、中身知っていると思っている人たちなのですよね。中身を本当に知っているかと問うと、中身を全く別の違うものに言う人がいると思うのですよね。それでも、アンケート上は、知っていると出てくるのですよ。果たしてその数字が本当なのかどうか、非常に疑問なのです。

それと、あと一つ、こんな区別する必要があるのかというのが、小学校区別に何故出すのですか。小学校区別に出すということは、それぞれの校区ごとに問題点があるということ的前提にしないと、これは意味がないですよ。

(事務局)

ただ、今仰っておられる平成16年の調査というのは、今の体制でしているものではないので、今回の調査は、このスタイルにはならないです。

(委員)

だから、こういうものは止めた方がいい。

(事務局)

これを準用しようとは考えてはいません。ただ、前回との比較をしたい部分もあるので。前の世相の時代では、こうだったと、「男は外で仕事をして女は家に居るものだ」という、端的な世相を聞いたとしたら、同じ質問を今の世相にしてみたいなという質問が、何問かに1問や2問は出てくるのかなと思います。それは、平成16年のものを踏襲しますが、校区ごとに分けるとか考えていません。

(委員)

何か意図的なものを感じるのですが。

(事務局)

この当時は別の意味であったのです。各市町村も校区ごとに分けているのです。県や国が市やブロックごとに分けているのと、校区ごとに分けるのとは、ちょっと意味が違うのです。それは、次回はしないですし、その気はないのですが、ただ、ちょっとブラックボックス化にはなりますが、機械的に抽出してきて、3,000なら3,000、2,000なら2,000という数を持ってきて、それについて仕分けはしません。男女比くらいの仕分けはしますが、町ごとの仕分けをしてもあまり意味がないので、町ごとの仕分けをしない形になりますね。

(委員)

考え方からすると、安全に乱数に基づいてやれば自動的にその居住割合になるわけですよ。

(事務局)

そうです。そういうふうに並べてやって乱数にすればね。

(委員)

いやいや、全く無作為にしてもできるのではないですか。

(事務局)

乱数表に基づいて抽出するということですね。

(委員)

抽出の数が一定の割合を超えれば、数学的には、十分に住民の住んでいる割合と標本の割合が同じになるはずなのです。

(事務局)

だから、今、言っていましたように3,000から2,000くらいに減る可能性もあるわけです。

(委員)

減ると拙いですよ。減るとサンプルとしての正確性が落ちてくる。

(委員)

95%くらいの精度でいいのだったら、1,000で充分です。

(委員)

あとは、回答率ですよ。

(事務局)

抽出数よりも回答率、回収率の方が大事です。

抽出数は、仰られるように極端な話、1,000でもいいのです。1,000でも600人、700人提出していただいたら、結構いい数字かなと思うのです。

(委員)

回収率を考えて、1,000も集まる数字ならいいと思います。

(事務局)

過去においてあるのは、上限を切るか切らないかという問題があって、上限をこの頃、結構切るので。年齢何歳までというように除外規定をしておくのです。そうでないと、今、ランダムにしてしまうと0歳の子どもから80歳、90歳までのお年寄りの方に調査票が行ったりしますので、下は15歳以上とか、上を75歳にするか、65歳にするかというのに問題があるのですが、あまり年齢を上にしてしまうと、うちのお婆さん、お爺さん、このようなものは分からないとか、理解できないとか言われるケースが問い合わせの中で結構あるのです。

そういうことを踏まえると、やはり、下限と上限は定めておかないと0歳の子供に調査票を送って、何を考えているのですかと怒られますので、その辺も含めて考えておかないといけないと思っています。

(委員)

上を切るのは難しいですね。

(事務局)

切つとかなないと、本当に調査票が行くのです。最高年齢のところに行くとか確率論からすると何人か行くのです。もう、置いといてくださいとも言えませんし、難しいですね。結構、そういう細かな問い合わせもあるのです。

(委員)

それこそ、年齢による差別ですね。若年の場合は、識字力は有って年齢とともに比例していますが、高齢者の場合は意思レベルで80歳以上になると、ばらつきがありますからね。

(事務局)

能力的なものも含めて、全然違って来るから、今仰っているような形で次もするかを未だ決めてないですが、よくあるのは、下限と上限を設定するという、それとも、全くしないというケースもありますね。

(会長)

国の調査の抽出方法で層化2段無作為抽出法と書いてありますが、これは、どんな方法なのですか。

(事務局)

そこまでは、確認はしていません。

(会長)

それで、男性と女性で各年齢、10歳単位で区切っていて、標本数も固定した数字ではなくて上がったり、下がったりしていますから、結果として、そういう標本数になったということなのですか。

(事務局)

そうですね。これは、そうだと思います。だから、男女比は、女性の方が多いからね。その人口形態がどうなっているのか分からないですが、女性の方が多いのは確かでしょうね。

(会長)

70歳以上は女性の方が多いのですが、標本数は男性に比べて120人も多いですよね。抽出の方法というのは今回、生駒市は以前の方法を踏襲しないで、小学校区だとか、年

齢の問題だとか、地域の問題などをあまり問題にしないで全体の世論を調査するという視点で見直すということが今日の一つの意見です。

(委員)

人口構成によって標本数が変わってくるので、年齢特有のものを出すときには、それぞれの年齢層ごとに数を合わせるということは、一つの統計の方法としては有り得ます。

(会長)

有り得るでしょうね。

(委員)

層化2段無作為抽出法の定義を読みます。県の場合で言うと、層化2段無作為抽出法とは、行政単位と地域によって県内をブロックごとに分類し(層化)、各層に調査時点の人口に応じて比例配布し、国勢調査における調査地域及び住民基本台帳を利用して(2段)、地域ごとに一定するサンプル抽出を行うことである。

(委員)

だから、ブロックごとに分けて下の自治体に委ねるわけだ。

(事務局)

おそらく県だったら県、その中で市だったら、市で分けていく。数だけを決めておいて、あとは無抽出で分けていく。

(会長)

そういう意味では、小学校区は、一つの層化ということになる。

(事務局)

ただ、仕分けして見ないといけないという問題が結果論としてはあります。入れるときには、それは入っていてもいいと思います。

(委員)

ブロックの仕方が都市部とか、山間部とか、そういうので意味があるという可能性を前提にしたときには、そういう区別する分け方には意味がある。

(委員)

日本の中では意味がある。

(委員)

だから、生駒市で小学校区とか分ける意味がほとんどない。

(委員)

例えば、ある小学校区では旧の村落が多いので、やはり、保守的な意識が強いかどうかとかですね。

(事務局)

それ以外では意味がありませんね。投票率でも投票区ごとで投票率を出しますが、トータルで見るとは市の投票率だけですからね。でも、中には、今、仰られたように旧村に行けば投票率が高いのですよ。街部というか、転入者が多い地域では、選挙には行かないので、投票率は低いです。そういうのを抽出して、トータルして、このくらいだという話になる。地域的に、そういう差があるということになります。

(委員)

あと、市の調査では、ふり仮名をふっておられるでしょ。これは、やはり意識として、ふり仮名をふる必要性があるのですか。

(事務局)

平易な言葉を使うのが良いのですが、外国人にもこの調査票が配布されますので、そう

いう意味で言えば、ふり仮名をふる必要性があると思います。

(会長)

私も、いつまでも、ふり仮名をふるのが適切であるかどうかというのは分かりません。

(委員)

あとは、字を習っていないという下限年齢ですね。

(事務局)

前回の調査対象は、16歳以上にしているのです。

(委員)

高校生レベルだと別にふり仮名は必要ないと思いますが。

(会長)

漢字全部にふり仮名をふった行政の文書が行くというのが凄く違和感がありますね。

(委員)

一般的に全文書にふり仮名をふった文書が行ってあるのならともかく、そうではないですから、どうして、これだけなのだろうとなりますからね。

(事務局)

人権アンケートをしている他の市町村でも、必ずふり仮名ふっているかと言えば、ふっていない所もありますし、表記の問題は内容も含めて、また、そういうご意見もいただかないといけないと思いますが、簡単な質問形式にするか、難しい質問にするかということも、質問形式によって変わってくると思いますし、なるべく回答率が良いようにするには、答えやすいような質問にしていかないと、答えにくい質問というのは、回答率の上では、良くないかなと思っていますので、その辺も含めて考えていきたいと思っています。

(会長)

これは、生駒市としては、いつ頃実施するつもりで、作業などはいつ頃からどうするかなど、この審議会ではいつ頃意見を言えばいいのですか。

(事務局)

前回のときにお示しさせていただいたと思うのですが、男女の分も含めてさせていただくのですが、日程的には25年度の事業となると、その25年度の事業を完了するのは、逆に言えば、来年の今くらいには報告文書の素案が出来ていないといけないのです。実際に調査をしたら、1ヶ月か2ヶ月の間に集計くらいの報告文は出来上がっていますので、まとめのところで、その数値に関して、どういう意見を書くかになるかになってくると、その辺は、例えば、これからの話になりますが、審議会に出た数字に基づいて、ご意見を募って、出来たら、統一的な意見という形で審議会として、この意識調査についてどう考えるということを書いていただくとしたら、まとめていただくのは今くらいの時期、1月中くらいにしておかないと、あと、文章の校正とか印刷などを含めると3月までに出来上げるまでには、時間的に余裕がないということになります。

(会長)

その結果をどう見るとか、こういうふうに注釈を付けるべきだとかいうことは、もちろん終わってからのことなので、それは大いにすればいいのですが、我々が、例えば抽出方法はこうすべきだとか、この調査項目は以前にあった分のうち、これとこれは不適切で止めるべきではないかというような意見が言えるのはいつまでですかと聞いているのです。

(事務局)

概ね、事務局で考えていますのは、4月、5月の連休くらいの間です。

4月に入ったら、まず業者を決めないといけないので、まず業者を決めます。選定時に調査費用を決めますので、ある程度の抽出方法などを決めます。実際に調査票を作成して

いくというレベルは、そこからですので6月か7月くらいになると調査票自体を作っていないかなくてはならないということになります。実際の調査は8月から9月くらいにかけてします。

(会長)

それまでの資料を作ったり、材料を発注したりする前に少なくとも、こうあるべきだとかを言えるようにするということですね。

(事務局)

そうです。今、言いましたように5月に入ってからでも、具体的な文言や様式が決まってお提示させていただくときに、このフレーズはこう変えた方が良いということは言っただけなのです。

作る前の段階で、前はこういうようなことを聞いていますが、今回は止めた方が良くないなどというご意見は、連休明けまでにいただければいいということですね。

(委員)

だから、前半にウエイトがかかりますね。

(事務局)

そうです。中途半端になって、真ん中が抜けるのです。実際に調査し、中間の結果が出る間、審議会は開催しなくてもいいというか、待たざるを得ないので、今年の秋口以降の10月か11月くらいから、やや忙しくなるということです。それと、5月くらいの間までにウエイトを置くという感じになると思います。

(委員)

大雑把に言いますと、聞き方や実施方法を考えるのと質問項目や内容を考えるということですね。

(事務局)

だから、次に開かせていただく2月5日の審議会のときには、具体的な質問の内容までは提示できないと思うのですが、以前にも言いましたように、40問を超えると回収率が下がるので、男女の質問を15問、人権の質問を15問で、30問くらい、それにいくらか増えていくでしょうが、マックス40問までにして、30数問くらいにして、それで属性が4、5項目くらいになって、属性を入れると40問を超えるかもしれないですが、質問自体は大体、30問くらいにしたいと思っています。

その中で、厳選していくとなってくると、前回の平成16年の質問は、ほとんどできないと考えているのです。その中で何問かを残そうかなという程度で考えているのです。逆に、残す方を考えるくらいで、これは駄目、あれは駄目という感じではないと思うのです。残す質問を、この中では、これくらいは良いのではないかという、これはしておいた方が良くないかというようなご提案を頂いた方が、まだ可能性があると思うのです。

また、新しい質問もしていきたいと考えていますので、それからすると、大体の感じを2月の審議会にご提示させていただいて、ご意見等をいただきながら、次の審議会で検討していただきたいと思っています。

(会長)

2月の次の審議会は決まっていましたか。

(事務局)

まだ、決まっておりません。

(会長)

まだ、決まっていない。

(事務局)

それも、2月に決めていたら遅いと思いますので、取りあえず、ご出席していただいている委員さんで日程を2案ほど出していただきたいと思います。それで、今、仰っていただいているようなレベルでご提示させていただいて、それから、業者が決まって煮詰まって質問をといるところまで、逆に言えば5月くらいまで進まないのです。前提要件の抽出方法などのご意見があれば、3月までに決めていただいた方がありがたいのです。

(委員)

質問事項も考えなくてはいけないのですか。

(事務局)

それも考えます。

(会長)

ただ、本審議会が調査項目を考えるということではなくて、行政が考えてきたものについて検討するということですね。

(事務局)

その間に、こういうような質問をといることにご意見をしていただいてもいいのです。

(会長)

追加ということもいいわけですね。

(事務局)

それはできます。ただ、総枠として、この審議会で決めるのは15問くらいにしたいなと考えています。一から全部ここで作っていただくのは大変だと思うのです。

(委員)

ただ、定点観測のような質問というものも、結構あるわけですね。

(事務局)

定点観測的なものは絶対必要ですので、4、5件くらい残さないといけないのと新たな質問も4、5件くらい出て来ると思いますし、それを準用する質問が5問くらいですと、15問くらいはすぐ埋まってしまいそうな感じがします。

もちろん、ご提示していただく質問の中で精査することは、OKです。

(会長)

行政が市民の意識調査をする目的なり、意義をきっちり押さえないと、例えば、「大安や仏滅を気にしますか」という質問などは、気にする人はいることは事実だし、気にしなくてもいいと思っている人もいることは事実だと思うし、これを質問するということは、ものすごく誘導的だと思うのです。

(事務局)

或る意味、そういうところはあります。過去においては、誘導的だったのですが、今の社会世相になってきて、大安、仏滅以前に六曜を知らない人もたくさんいるし、そうやってきている世相に段々となりつつあるので、それを聞くこと自体ナンセンスというか、そういう時代になってきています。

(会長)

次回には、概ねの質問事項の案は出るのですか。

(事務局)

こちらから、ある程度、具体的な質問までご提示できるかどうかは分からないですが、15問の想定の中で、例えば、前回の調査の経緯の中で何問か、これとこれを残したいと考えているとか、新たな質問としてこういうものと考えているとか、それ以外にご提示いただいたものとか、例えば、15問で、全てを事務局が用意するかは分からないですが、必要数については、ある程度この程度は必要ですというのをご提示させていただこうとは

思っています。質問事項について、今日、お休みの委員さんにも資料を送付させていただいて、次回に質問の項目と抽出方法について、ご意見等あればいただきますということで、抽出について、学校区に分ける必要はないのではないかなどのご意見を集約していただいて、次回2月の審議会で抽出方法と大体の調査項目のご意見について集約させていただいて、それを踏まえて、できたら4月くらいにも、その答をある程度決めていきたいという、そんな感じでいいと思います。ですから、4月、5月には各1回、審議会を開催したいと思っています。

(会長)

本審議会で検討するのが人権問題で30問中の15問、男女共同参画審議会で15問。だから、この審議会で両方を検討するのは、どうなのですか。

(事務局)

男女共同参画審議会はまだ開催していない状態で、2月に1回開催しますので、その辺での意見の出し入れとか情報提供は両方の審議会にさせていただこうと思っています。

(委員)

15問、15問という意味がずっと分からなかったのですが、そういう意味ですか。

(事務局)

審議会が2つあるのです。男女の審議会で15問、本審議会で15問ということです。だから、国のレベルでも、県のレベルでも質問を20問くらいしていますから、まだ5問程度削らないといけないのです。

人権の場合でよくあるのは、個別項目ごとに聞いているのです。障害者をどう思いますとか、外国人をどう思いますとかかなど、それだけで、6問か7問くらいになってしまいますので、そういう質問は無理です。

聞くとしたら、個別項目は、それを含めて新たに誰に関心がありますかという聞き方しかできないかなと思います。いろんな項目を全部挙げて、あなたは人権についてどの項目に関心がありますかという形くらいにまとめないと仕方がないかなと思います。

(会長)

そうしましたら、この審議会としては、2月の審議会で何をするかという議論が出ましたので、その整理をしておきたいと思います。こういう行政が行う意識調査の意義、目的、見解、これを次回の審議で少し議論をしたいと思います。

それを踏まえた上で、二つ目に抽出の方法を意見として全委員が一致するところを見出したいと、例えば、小学校区をどうするとか、年齢をどうするとか、特定の問題についてはどうするとか、抽出の方法というのが作為も含めて有り得るのか否かということを含めて検討したいと思います。

三つ目が、平成16年の調査の項目について、この項目の是非について意見交換をする。今の段階で、この項目は残るべきか、この項目はこういうふうアレンジすべき、若しくはこの項目は不適切という形で見直しをすると、今度、新しい項目を事務局から提案されても意見を言いやすくなると思いますので、従来のものを気にしないで、適宜、意見を言うことにしましょうか。

それと、私の要望なのですが、日本の人権教育ということについて、法務省と一度議論をする機会があったのですが、人権教育のための国連10年という法務省が翻訳した文章があるのですが、それは生駒市で手に入れていますか。

(事務局)

ダウンロードした分があります。法務省がアレンジした分と直訳の分と両方ありますね。

(会長)

直訳した分でないとは駄目なのです。これを、みなさんに資料として配布していただきたいと思います。

(事務局)

会長が仰られている直訳はそうなっているという事実は認識しています。本来、守るべき行政職員なり、国家公務員が人権を踏みこむということが多いのですから本当はそこからなのですが、それが何処かに行ってしまうている。

(会長)

だから、逆転しているのです。

(事務局)

男女共同参画もそうなのです。男女共同参画という言葉を使っているのは日本だけで、本来、海外は基本的に男女平等なのです。

ですから、日本流にアレンジしてしまっているところがあって、そこを先ず理解しておかないといけないというところがあると思います。

(会長)

だからと言って、ひっくり返したりしませんので信じてください。ただ、調査するとしても、それだけ節度を持ったものに行政がします、皆さん、状況はどうでしょうかという感じにしないと、あなたたちは人権を分かっていますかという調査になると、それだけで、反発を受けてしまうと思います。市民のレベルが日本の人権の状況ですからね。あなたたちは分かっているから駄目なのだというように思っているかのように思われないようにした方が良くないかなと思います。

(事務局)

例えば、人権というのはどんなのですかという話を行政の内部でしていても、本来、世界人権宣言を理解していたら、例えば、貧困は人権に該当するのですが、貧困は、どうして人権なのかという話が行政の中でもあります。その辺も、調査する以前に行政内部で検討しないとイケないくらいの問題も出てくるのです。

(会長)

私は、三つ言いましたね。調査の目的と見解というのを検討しようということと、抽出方法、質問項目の検討ですね。

(事務局)

それと、「人権教育のための国連10年」の直訳の分を資料として配布させていただくということです。

(会長)

それを次回にするということで、皆さん、お忙しいでしょうが、資料に目を通して来ていただくようにお願いします。

(事務局)

本日出席されていない委員さんには資料を送付させていただきます。

それと、副会長のご発表の方は次回にお願いします。

(会長)

日程の件ですが、2月5日の審議会の際に次の日程を決めるということでは遅いですか。

(事務局)

本日、案をご提示いただいて、後で事務局の方で調整をさせていただきたいと思います。

(審議会開催日程案調整)

(会長)

それでは、次回に検討いただいたものを意見交換するということで終わりますでしょうか。

(事務局)

日程につきましては、事務局で調整させていただいて、後日、お知らせさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、本日の会議は閉会とさせていただきます。